

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」
について、学識経験を有する者、関係する住民、関係都県から
いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【直轄管理区間編】」について学識経験を有する者、関係する住民、関係都県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しています。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
第2章第2節第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	1	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮区間の延伸について <ul style="list-style-type: none"> ・羽田地区の高潮堤防を早期に整備すべき。 ・高潮対策の施行場所に羽田空港周辺地域を追加することは問題ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に河川整備計画を策定し、高潮堤防整備を進めてまいります。
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮堤防整備における配慮事項について <ul style="list-style-type: none"> ・河口部は非常に良い干潟であり、工事にあたっては十分に配慮すべき。 ・高潮堤の延伸にあたっては、東京湾に残された数少ない水鳥（シギ・チドリ類、アジサシ類、カモメ類、カモ類、サギ類、猛禽類）の生息場所に十分配慮して、護岸構造や工事方法を検討すべき。 ・周辺の環境に対して突然不連続とならないよう、できるだけ状況が良い環境を生み出せるように検討すべき。 ・昨今の洪水被害の状況を鑑みると、必要な事業であると思われるが、周辺の自然環境の維持には極力、努めるべき。 ・羽田空港二丁目から羽田空港一丁目付近は、世界の玄関口となる羽田空港国際線ターミナルに近接した位置であることから、世界に誇れる建設技術で安全かつ景観に配慮した堤防として欲しい。 ・羽田のあたりは多摩川の中でも屈指の歴史的、文化的景観の箇所であり、その景観の保全につきましてはぜひとも配慮すべき。 ・工事について漁業協同組合に説明すること、工事に伴う濁りなど漁場への悪影響が生じないようにすることなどの配慮をすべき。 ・関係諸機関と連携し、水系生態系の保全に配慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮堤防整備にあたっての環境への配慮や対策については、今後検討してまいります。 ・高潮堤防整備にあたっては、景観の保全に努めてまいります。 ・高潮堤防の整備にあたっては、関係機関と協議・調整の上、実施に努めてまいります。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・今回追加によって整備する高潮堤防とその下流部の防潮堤について、つなぎ目としての強度、景観等について上下流で整合性を検討すべき。 ・本変更で追加となる堤防整備にあたっては、海老取川の整備と事業調整等の協力をお願いしたい。 	
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・超過洪水対策について ・地球温暖化による大規模災害の発生が懸念される中、昨年の鬼怒川の堤防決壊が仮に多摩川で発生した場合、壊滅的な被害を受けることが容易に想定できる。堤防や護岸整備の他、高規格堤防の整備を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防や護岸、高規格堤防の整備については、変更原案「第2章第2節第1項洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しています。 ・高規格堤防事業の整備については、「人命を守る」ということを最重要視して、「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」に限ることとしています。 ・多摩川の下流部には、密集した市街地が広がっており、洪水や高潮によりひとたび堤防が決壊すると、多くの方が亡くなるなど壊滅的な被害が発生する可能性があります。このような区域では、堤防の決壊を回避するため、高規格堤防の整備が必要であると考えています。 ・高規格堤防の整備にあたっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ事業を実施することとしています。
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画策定の取り組みについて ・河川整備計画策定から15年が経過しており、今回のような一部変更も必要だが、計画全体を点検して見直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、整備計画全体の点検等については、必要に応じて検討してまいります。

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の区分の設定について <ul style="list-style-type: none"> ・高潮対策区間に追加する区間は「自然利用空間」に区分され、レクリエーション等で人の立ち入りが想定される。水面区分と利用方法との整合性をしっかりと考えるべき。 ・水辺利用の観点（親水性や人の利用や導線等）についても検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。